

近代日本水産教育の制度化過程における 農商務省管轄下の官立および府県水産講習所の位置と役割

学位論文内容の要旨

本研究の目的は、近代日本の水産教育の制度化過程における農商務省管轄下の官立および府県水産講習所の位置と役割に注目し、これらの形成過程を1つは農商務省の水産政策との関連、いま1つは漁船乗組員資格制度の創出過程との関連に留意しながら、体系的に分析することを試み、日本の水産教育がもつ歴史的に刻印された構造的特質の一端を明らかにすることにあつた。

本研究が、農商務省管轄下の官立水産講習所と府県水産講習所を対象とする理由は3つある。1つは、佐々木享も個別的研究はほとんど皆無と指摘するように、水産教育に関する本格的な研究がないことにある。もう1つは、農商務省が近代日本において殖産興業政策の中核を担い、近代国家の建設や資本主義経済の育成に多大な影響力を発揮していたことを重視したためである。最後の理由は、官立および府県水産講習所の成立が、文部省管轄下の水産教育機関の成立と比較しても、決して遅れてはいなかったばかりか、高等程度水産教育については、実質的に水産伝習所から官立水産講習所へとつづくなか農商務省管轄下で成立した先進性を評価してのことであつた。

そもそも、これまでの水産教育史研究は、根拠となる法令やデータを明示しないまま、農商務省の遠洋漁業奨励策や漁業権益の外延的拡大を水産教育機関の拡充背景に位置づけた。その結果、漁船の動力化といった近代漁撈技術の確立やそれによる漁場の拡大が、水産教育の発達と短絡的に結び付けられ、漁業における技術の発達が無媒介的に水産教育を発達させたとされてきた。

かかる先行研究の課題をふまえた本研究では、官立水産講習所ならびに、富山、千葉、長崎に設置されたそれぞれ異なる特色の府県水産講習所に注目し、これら機関の成立と展開の過程を以下の2つの視点から分析することで、先の目的に接近することを試みた。

すなわち、1つは農商務省の水産政策として展開された「遠洋漁業奨励法」の制定と一連の改定であり、これを官立ならびに府県水産講習所の展開過程に重ね合わせることで、水産教育機関が国家政策として推進された遠洋漁業奨励策に位置づけられる過程や、遠洋漁業開発と関わりをもつ過程を分析し、近代日本の水産教育制度の特質形成の実態を明らかにすることを目指した。

農商務省の遠洋漁業奨励策のなかに、官立および府県水産講習所が位置づけられる過程をみる視点が、もう一つの視点にあげる「遠洋漁業奨励法」によって創出された漁獵職員資格制度の創出過程である。本研究では、この漁獵職員資格を、官立および府県水産講習所と農商務省の遠洋漁業奨励策との媒介に位置づけて分析することで、政府の水産政策がわが国の水産教育制度の形成に果たした役割を明らかにしようとした。

かかる視点から分析した結果、本研究は、官立および府県水産講習所の教育活動の特質につい

て、以下の3点を明らかにすることができた。

第一に、先行研究において水産教育機関として評価がなされてこなかったばかりか、ほとんど研究の対象にもなっていなかった府県水産講習所が、文部省管轄下の水産教育に従属しそれを補完するといった消極的な存在ではなく、水産教育の一翼を担って活動していた事実を明らかにした。また、既往の研究では顧みられてこなかった、水産教育制度の体系的分析を試みた結果、官立水産講習所は、かかる府県水産講習所の活動を、遠洋漁業従事者養成のモデルケースを先行して示すことや、「教員」を供給することで支えていたことを実証することができた。

ここからは、近代日本における水産教育の特質形成と水産教育制度の発達に閑却することのできない役割を果たしていた官庁が、農商務省であったことを指摘できる。

第二に、官立および府県水産講習所は、「遠洋漁業奨励法」により創出された漁獵職員資格の付与機能を保持し媒介とすることで、農商務省の遠洋漁業奨励策と親和性を有するようになっていった事実を明らかにした。そしてこの事実から、誕生してまもない官立水産講習所や各府県水産講習所において遠洋漁業に関する学科が相次いで設置され、遠洋漁業従事者養成がおこなわれたことは、政府が遠洋漁業奨励策を推進するための「手段」として、水産教育機関を活用したことをあらわしていると指摘した。

ここにみられる水産教育機関と職業資格との関係からは、水産教育機関が農商務省の遠洋漁業奨励策の一翼を担い、資格付与機能との一体性を保持するようになったことでその存在意義を見いだされ、その後も、資格付与機能を保持することで教育活動の特質を形成していったことがわかった。また、水産教育機関における遠洋漁業従事者養成は、漁業資本にとって負担となる資格者養成を、漁業資本への支援として国家が肩代わりしたことを意味していることから、近代日本において水産教育の存立意義を顕示するには、国家、もしくは漁業資本に利益をもたらす議論が必要であったことを指摘した。

第三に、官立および府県水産講習所の教育活動の特質といえる遠洋漁業奨励策との親和性、ならびに資格付与機能との一体性は、日露戦争の後に確立したことを明らかにした。

官立水産講習所において、漁撈科卒業生が遠洋漁業科へどこぞって進学するようになったのも、府県水産講習所が遠洋漁業に関する学科を相次いで設置するのも、日露戦争の終結以後のことであった。すなわちこの事実は、日露戦争後にみられる水産教育の遠洋漁業志向が、国家主導による漁業の近代化・資本化と、日本の版図拡大とが並行して目指されたなかで定着していることをあらわしている。

本研究では、明らかとなった以上3つの事実から、日本の水産教育がもつ歴史的に刻印された構造的特質は、「遠洋漁業奨励法」によって構築された漁獵職員資格制度を基礎にして、日露戦争後の漁業権益の拡大と漁船の動力化・大型化に対応する遠洋漁業従事者を養成することで確立した「遠洋漁業型水産教育」であったとする。そして、農商務省管轄下の官立ならびに府県水産講習所の「位置と役割」は、かかる遠洋漁業型水産教育の形成を主導し、さらには他の制度化された水産教育機関に浸透させたことにあったと結論づける。

遠洋漁業型水産教育とは、各地域の内発的な要請にもとづいて運営されようとしていた水産教育機関が、日清・日露の両大戦後に顕在化していく、領土領海や勢力範囲の拡大を志向する国家政策の一環としてとられた遠洋漁業奨励策に呼応して誕生した教育形態とみることができる。

この遠洋漁業型水産教育は、遠洋漁業を支える基幹的な人材を養成するという役割を、日本の水産教育の一側面としたというよりもむしろ、他の性格の水産教育が発展する芽さえも摘み、そ

の全体を被い規定する構造的な特質を有する教育形態として誕生した。すなわち、遠洋漁業型水産教育は、たんに外国領海など、遠洋において漁猟・漁獲活動に従事する人材の養成体系を形作っただけでなく、水産物を遠隔地から輸送するための機構開発や、鮮度保持のための産地・船上加工を担う人材の養成といった、技術的・構造的な広がりをもたらす原動力ともなり、わが国の水産教育の内容をもっぱら遠洋漁業とのかかわりで深く規定したといえる。

そして、近代からつづく遠洋漁業型水産教育は、現代の水産教育機関に船舶職員養成の継続を認める根拠となってきた。結果的に、国家の主導する遠洋漁業奨励策に対応した遠洋漁業型水産教育の確立により、わが国においては、戦前戦後との間で高い再現性と連続性をもって船舶職員養成機能が水産教育機関に根付き、遠洋漁業開発への追従が水産教育の必然となった。

つまり、政府の遠洋漁業奨励策に組み込まれ、遠洋漁業型水産教育へと傾斜していったわが国の水産教育は、漁業権益と漁場の拡大を背景に外発的な「発展」をとげ、内発的な発展形態といえる沿岸漁業振興や零細漁業者支援の視点を、国家政策に追従するなかで軽視してきたといえる。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 姉 崎 洋 一
副 査 教 授 坪 井 由 実
副 査 教 授 廣 吉 勝 治 (水産科学研究院)
副 査 教 授 田 中 喜 美 (東京学芸大学)

学位論文題名

近代日本水産教育の制度化過程における

農商務省管轄下の官立および府県水産講習所の位置と役割

本論文は、序章、終章、および第1章から第6章に及ぶ歴史事例研究によって構成されている。本研究の水産教育史研究及び漁業経済史研究上の意義は、以下の通りである。

(1) 本論文の第一の意義は、日本近代教育史研究において、文部行政下の制度化された教育機関研究という伝統的研究枠組みの狭さに縛られ、本格的な実証研究が殆どなかった農商務省管轄下の官立および府県水産講習所を、あらためて水産教育史上に、体系的に位置づけ分析した点に求められる。とりわけ、官立水産講習所の遠洋漁業従事者養成、及び府県水産講習所「教員」養成の歴史的役割を実証的に明らかにすると共に、長崎、千葉、富山の各府県水産講習所の各々の特徴のある歴史的動態と教育機能を詳細に分析したことの意義は大きい。このことによって、官立および府県水産講習所が、日本近代の水産教育において、帝大農学部水産学科や水産学校という文部省管轄下の水産教育機関に従属し、それを補完するといった消極的な存在ではなく、その成立が先行し、農商務省の漁業政策とあいまって、独自の役割を果たしたことを明らかにした点は、本論文の独創性の一つであり、その学術的な意義は小さくない。また、このような実証研究を基礎にして、主な先行研究である小野征一郎による『日本近代教育百年史』(第9巻第五編、10巻第五編)と『産業教育七十年史』、あるいは二野瓶徳夫らの漁業経済史分野からの教育史研究への成果とその限界を明らかにして、新たな研究段階の視点を提示したといえる。

(2) 本論文の第二の意義は、水産教育を、一般的な定義としての「漁撈や水産物加工、そして養殖に関する知識や技能の教授を行う教育」を継承しつつ、研究の対象を「おもに海上で行われる漁撈に関する知識や技能の教授を行う教育」に限定することによって、「漁業と漁業にかかわる職に就く者の養成」過程を明らかにする分析方法をとったユニークさにある。このことにより、水産教育史と漁業史の接点領域でありながら研究上空白であった領域に罅を入れ、両者の接続関係 (articulation) を解明する糸口を提起したことである。

そのために、本論文では、漁業史等、教育学以外の学問の成果を積極的に取り込み、水産教育を、農商務省の水産産業政策および漁業技術の発達との関連においてとらえることをめざした。その成果の一端は、長崎、千葉、富山の水産講習所の発展と不振の歴史理解の鍵が、遠洋漁業奨励法による国の奨励補助金、遠洋漁業型水産教育の政策化にあり、とくに漁獲職員資格制度がその中核にあるとの指摘は、本論文の功績である。それは、教育の内的諸条件と「教育外部の諸要因とのダイナミックな相互関係」(フリッツ・リンガー)を明らかにする研究方法が探求可能であることを、府県による各水産講習所の事例研究を徹底させることで明らかにしたといえる。このことは、従来の産業教育史ないし職業技術教育史の方法的課題の克服の試みであるが、同時に、漁業経済史上もこれまで明らかではなかった領域の空白を埋めることにもなった。本研究が教育史のみならず、漁業経済史上においても重要な貢献をしている証左である。

(3) 本論文の第三の意義は、官立および府県水産講習所の分析を通して、「日本の水産教育がもつ歴史的に刻印された構造的特質」として、「遠洋漁業型水産教育」という一定の型を解明した点に求められる。すなわち、「遠洋漁業奨励法を基礎として日露戦後の漁業権益拡大と漁船の動力化、大型化に対応する遠洋漁業従事者を養成する」という歴史的特質を明らかにしたことである。別言すれば、各地域の内的な要請に基づいて設置され運営されてきた府県水産講習所が、日清・日露戦争を契機とした日本の帝国主義的な産業政策の一環としての水産政策の展開過程のなかに組み込まれていき、結果として、遠洋漁業の基幹的な従事者の養成を主軸とするという特徴が故に、他の性格の水産教育が発展する可能性を排除し、日本の水産教育の全体を被い規定する構造的特質として形成されたとする結論は、本研究の独創的な視点であり、その学術的意義は大きいと考える。

(4) 本論文は、個別の実証においても多くの成果を示した。一つには、遠洋漁業奨励法の府県水産講習所発展に果たした歴史的役割を明確にしたことである。同法は、補助金による船舶大型化をもたらし、府県水産講習所遠洋漁業科卒業という「学歴」の「資格」化を明確にさせ、資格付与機能が同水産講習所存立の顕示手段かつ存立根拠であることを示した。同時に、富山県水産講習所に典型的なように、府県水産講習所が、大規模漁業資本への人材供給機能を果たしたことを明らかにした。二つには、中等学校令(1943)の評価への新しい提起を行い、従来の「正系」教育機関のみならず、「傍系」教育機関を入れて評価する必要性を明確にした。三つには、漁獲職員養成カリキュラムの内容の歴史的分析を通じて、それがまだ水産教育に必要な内容を具備できず、教育的限界を有していたことを明確にした。これらを通じて、日露戦争後の国益としての北洋漁業権益への関心こそが「遠洋漁業型水産教育」という日本の水産教育の歴史的型形成の主導要因であったことを明確にしたといえる。なお、漁獲職員養成の質的高度化に対し、府県水産講習所が為しえなかった課題の解明は今後に残されたが、氏の今後の継続的な研究が期待される。

以上の点において、本論文は、北海道大学博士(教育学)の学位の授与にふさわしいと本審査委員会は、全員一致して判断した。